

山梨県市町村等工業団地整備促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 地域における自然的、経済的及び社会的特性に適合した産業集積の形成等を図るため、工場等用地の整備を行い、もって雇用機会の確保と地域経済の活性化に資することを目的に工業団地等整備の事業を行う市町村等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「山梨県市町村等工業団地整備事業」とは、次の各号に掲げる事業をいう。

(1) 工業団地整備基礎調査事業

市町村又は市土地開発公社（以下「市公社」という。）が「山梨県市町村等工業団地整備促進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき実施する工業団地整備基礎調査事業

(2) 工業団地整備事業

市町村又は市公社（以下「市町村等」という。）が「実施要綱」に基づき実施する工業団地整備事業

ただし、交付の対象は次に掲げるものとする。

ア 市町村が工業団地等の整備を行うために発行した地方債の利子支払額（立地予定企業との契約により整備するものを除く。）

イ 市公社が工業団地等の整備を行うために借入れを行った借入金（長期借入金に限る。）の利子支払額

ウ 実施要綱第8条第3項の規定に基づき認定した整備事業に係る基盤整備費

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次の各号に掲げる方法により算出する。

(1) 工業団地整備基礎調査事業

第2条第1号の事業に対する交付額は、別表中に掲げる対象経費の各項目の額に2分の1を乗じて得た額。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 工業団地整備事業

ア 第2条第2号ア及びイの事業に対する交付額は、別表の工業団地整備事業の項中に定める対象経費に次の率を乗じた額。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(ア) 初年の借入から5年間 10/10

(イ) 6年目以降10年目 1/2

イ 第2条第2号ウの事業に対する交付額は、別表の工業団地整備事業の項中に定める対象経費の実支出額に2分の1を乗じた額。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第4条 規則第6条に規定する交付の条件は次の各号のとおりとする。

- (1) 工業団地等の売却代金は、地方債又は借入金の返還に充てなければならない。
- (2) この要綱に基づき交付を受けた前条に係る補助金に相当する額を工業団地の分譲価格に算入してはならない。
- (3) 次に掲げる事項に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ア 事業の内容を変更する場合

ただし、補助目的の達成に支障を来たさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないものは除く。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 市町村等は、知事の承認を受けて工業団地整備事業を廃止する場合には、事業の廃止までに発行した地方債又は借入れを行った借入金の状況等を知事に報告するとともに、当該事業に係る各年度における補助金の合計額を限度として知事が定める額を知事に返還しなければならない。

(6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付申請は、別紙様式1による申請書を別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、第7条の規定による事業実績報告書に基づき交付するものとする。

2 補助金の支払を受けようとする場合は、別紙様式2による請求書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 事業に係る実績報告は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日、又は補助金の交付決定を受けた翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、別紙様式3による報告書を知事に提出して行うものとする。

(変更承認申請)

第8条 事業の内容の変更の承認申請は、別紙様式4による変更承認申請書を提出して行うものとする。

(廃止中止承認申請)

第9条 事業の中止又は廃止の承認申請は、別紙様式5による事業中止（廃止）承認申請書を提出して行うものとする。

(財産処分の制限)

第10条 市町村等は、第2条第2号の事業に係る補助金の交付を受けた工業団地を工業団地以外の用途に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする

ときは、別紙様式 6 による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により財産の処分を行った場合は、交付を受けた第 2 条第 2 号の事業に係る補助金の全部又は一部を返還させることがある。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 10 条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。

なお、第 3 条第 2 号アに基づく交付額算定に係る交付申請は、借入から 10 年目までは、これを受け付けるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の山梨県市町村等工業団地整備促進事業補助金交付要綱の規定は、令和 5 年 7 月 1 日以後に山梨県市町村等工業団地整備促進事業実施要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき認定を受けた先行型工業団地整備事業から適用し、同日前に認定された先行型工業団地整備事業については、なお、従前の例による。

別表

事業区分	対象経費	上限額
工業団地整備基礎調査事業	項目 1 工業団地整備決定に係る基礎調査 (1)計画地のレイアウト 市町村の住宅図や地形図等により、工業団地の概略レイアウトの作成 (2)用水・排水 工業用水、地下水、上水道、排水条件及び排水先の調査 (3)地質・地盤 機械ボーリングによる地質、地盤の調査 (4)輸送条件 周辺道路、主要道路へのアクセス条件、鉄道利用等の調査 (5)電力条件 最寄りの変電所、利用電力等の調査 (6)土地利用規制、埋蔵文化財等 法令等による土地利用規制の整理と規制解除等のスケジュールの調査 (7)土地に係る権利関係調査 用地取得にあたり、相続、抵当権等の調査 (8)造成費（概算） 工業団地として整備する場合の造成費の試算 (9)分譲価格の設定 近隣の類似団地等の取引価格から分譲価格の試算 項目 2 工業団地整備にかかる調査等 (1)開発手法の決定に関する調査 農工団地（農工計画の変更を含む）、土地区画整理事業等 (2)用地交渉補助 用地交渉に係る土地権原等の調査及び用地交渉への同行 (3)地権者説明会開催補助 説明会会場設営、資料作成等 (4)その他工業団地等の整備に必要な調査	1, 0 0 0 万円
工業団地整備事業 (第2条第2号ア、イ)	工業団地の整備を行うために市町村が発行した地方債に係る償還金の利子及び割引料又は市公社が借入れを行った借入金の利子相当額	
(第2条第2号ウ)	道路工事、調整池工事費、公園・緑地工事、給水工事、雨水・汚水排水工事等に係る経費	1 団地あたり 5 億円

別紙様式 1

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者) 印

年度山梨県市町村等工業団地整備推進事業補助金の交付申請について

このことについて、次により交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 山梨県市町村等工業団地整備推進事業補助金所要額調書 (別紙 1)
- 3 山梨県市町村等工業団地整備推進事業補助金支出予定額内訳書 (別紙 2)
- 4 工業団地整備基礎調査事業にあつては、工業団地整備事業実施計画
工業団地整備事業にあつては、工業団地整備計画及び工業団地整備実施計画
- 5 歳入歳出予算書の抄本

別紙様式 2

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(請求者) 印

請 求 書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度山梨県市町村等工業団地整備促進事業補助金について、次のとおり請求します。

1 請 求 額 金 円

2 支払いの方法

口座振替 振替先銀行名

預金種別 (当座・普通)

口座名

No.

別紙様式 3

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者) 印

年度山梨県市町村等工業団地整備促進事業補助金の事業実績報告について

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度山梨県山梨
県市町村等工業団地整備促進事業補助金にかかる事業実績について、次の関係書類を添
えて報告します。

- 1 山梨県市町村等工業団地整備促進事業補助金精算書 (別紙 1)
- 2 山梨県市町村等工業団地整備促進事業補助金支出済額内訳書 (別紙 2)
- 3 歳入歳出決算書 (見込書) 抄本
- 4 その他知事が必要と認める書類

別紙様式 4

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者) 印

年度山梨県市町村等工業団地整備促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度山梨県市町村等工業団地整備促進事業補助金について、次のとおり変更して実施したいので申請します。

- 1 変更事項
- 2 変更理由

添付書類（交付申請書の各様式に準じて変更前と変更しようとする内容を比較し記載した書類）

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者) 印

年度山梨県市町村等工業団地整備促進事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度山梨県市町村等工業団地整備促進事業について、次の理由により中止（廃止）申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 添付資料
 - (1) 申請時までの事業の進行状況（事業実績報告書の様式を準用する）
 - (2) その他参考資料

第 号
年 月 日

山梨県知事

殿

(申請者)

印

財産処分承認申請書

年度山梨県市町村等工業団地整備促進事業補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県市町村等工業団地整備促進事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項に基づき申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類